

## 利用料金表・介護保険（利用者負担金を1割で表示しています）

<b>退院時共同指導加算 600円</b>	<b>初回加算 300円</b>				
病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、当ステーションの看護師が在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定します。	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して算定します(過去2ヶ月間訪問看護を受けていない場合で新たに訪問看護計画書を作成した場合も同様) ただし退院時共同指導加算を算定した方は算定いたしません。				
<b>基本区分（所要時間） + サービス提供体制強化加算</b>					
<b>基本区分</b>	<b>20分未満</b>	<b>30分未満</b>	<b>30分以上 60分未満</b>	<b>60分以上 90分未満</b>	<b>理学療法士 (1日3回以上は90/100)</b>
<b>訪問看護</b>	<b>317</b>	<b>473</b>	<b>822</b>	<b>1,124</b>	<b>302</b>
<b>介護予防</b>	<b>306</b>	<b>454</b>	<b>793</b>	<b>1,086</b>	<b>292</b>
・氷見市以外のお宅に訪問する場合は、上記区分それぞれに5%の加算いたします。 ・早朝(6時～8時)と夜間(18～22時)は25%増 ・深夜(22時～6時)は50%増 ・理学療法士によるサービスは1回20分で、週6回を限度とします。1日複数回の利用ができます。 サービス提供体制強化加算とは……(1回の訪問につき6円) サービスの質を一定以上に保つため、算定要件(研修の実施・会議の開催・健診の実施・勤続3年以上の職員の割合が3割以上)を満たしているステーションが算定する加算です。					
<b>看護・介護職員連携強化加算（介護予防を除く）・月1回 250円</b>					
訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行う支援を行った場合に算定する加算です。					
<b>看護体制強化加算Ⅰ（介護予防を除く）・月1回 600円</b>					
在宅における要介護者の療養生活に伴う医療ニーズの対応を強化するため、充実したサービス提供体制（算定要件を満たしている）の事業所（ステーション）が算定する加算です。					
<b>緊急時訪問看護加算・月1回 574円</b>					
◎利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を必要に応じ行います。 ◎緊急に訪問看護を行った場合は、利用時間により料金がかかります。					
<b>特別管理加算・月1回</b>					
<b>特別管理加算Ⅰ 500円</b>			<b>特別管理加算Ⅱ 250円</b>		
イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態			ロ 在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態		
<b>1時間30分以上の訪問看護を行う場合 300円</b>					
特別管理加算の対象の利用者に対して所要時間60～90分（計画）の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が90分以上となったときに算定します。					
<b>複数名訪問加算（2人以上による訪問看護を行う場合）</b>					
<b>30分未満の場合 254円</b>			<b>30分以上の場合 402円</b>		
① 利用者の身体的理由により1人の訪問看護師による訪問看護が困難なとき ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等があるとき ③ その他利用者の状況等から判断して、①または②に準ずるとき 単に2人の看護師等が同行しても算定いたしません。					
<b>ターミナルケア加算 2,000円</b>					
死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合					

### その他の利用料（保険対象外費用）

- ◎支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000円（死化粧、死後処置）
- ◎日常生活上必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。

## 利用料金表・医療保険（I 割負担）

① 訪問看護基本療養費（I）			
自宅への訪問	週 3 回まで		555 円
	週 4 回以上		655 円
居宅系施設への訪問	同一日に 2 人	週 3 回まで	555 円
		週 4 回以上	655 円
居宅系施設への訪問	同一日に 3 人以上	週 3 回まで	278 円
		週 4 回以上	328 円
② 訪問看護管理療養費			
	月の初日		740 円
	2 日目以降		298 円
* 夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)			210 円
* 深夜訪問看護加算(22時～6時)			420 円
* 難病等複数回訪問加算		1 日 2 回まで	450 円
		1 日 3 回以上	800 円
* 緊急時訪問看護加算			265 円
* 長時間訪問看護加算			520 円
* 乳幼児加算又は幼児加算(1日につき)			150 円
* 複数名訪問看護加算(週 1 回を限度)			450 円
<small>看護職員が他の保健師、看護師、理学療法士と同時に指定訪問看護を行う場合</small>			
* 24 時間対応体制加算			640 円
* 特別管理加算 I			500 円
<small>イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、 または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</small>			
* 特別管理加算 II			250 円
<small>ロ 在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己 導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</small>			
<small>ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態</small>			
<small>ニ 真皮を越える褥瘡の状態</small>			
<small>ホ 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態</small>			
* 退院時共同指導加算			800 円
* 退院支援指導（退院日）			600 円
* 在宅患者連携指導加算（月 1 回）			300 円
* 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月 2 回）			200 円
* 訪問看護情報提供療養費 1（市町村等からの求めに応じて情報を提供）			150 円
* 訪問看護情報提供療養費 2 <small>（入学時、転学時に義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供）</small>			150 円
* 訪問看護情報提供療養費 3 <small>（保健医療機関等に入院または入所する利用者について情報を提供）</small>			150 円
* 看護・介護職員連携強化加算			250 円
* 訪問看護ターミナルケア療養費			2,500 円
月初回 1,295 円(①555 円+②740 円)、2 回目以降 1 回につき 853 円(①555 円+ ②298 円)、 と該当する*印の加算項目が加算され、利用者負担金が算定されます。			

### その他の利用料（保険対象外費用）

- ◎一定時間を超えるサービス、休日のサービスは差額を 1 時間につき 1,200 円頂きます。
- ◎支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担
- ◎エンゼルケア 10,000 円(死亡粧、死後処置)
- ◎日常生活上必要な物品を利用者の選択、希望により提供した場合は実費を頂きます。
- ◎水見市以外の訪問は交通費を頂きます。  
片道 10 km 未満 500 円 片道 10 km 超えた場合 1 km につき 20 円

